

# Administration for Psychiatry

## 自殺未遂者に対する再企図防止対策 — 精神科医療と地域保健福祉の連携を中心に —

辻本 哲士 滋賀県健康医療福祉部技監  
滋賀県立精神保健福祉センター所長  
滋賀県立精神医療センター精神科部長・地域生活支援部主席参事

### 自殺対策と自殺未遂者支援

改正自殺対策基本法には「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」と書かれており、自殺対策として医療モデルを含みながらの社会モデル推進が推奨されている。自殺総合対策大綱では、当面の重点施策の1つとして「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」が取り上げられている。自殺未遂者の再企図防止は自殺予防対策にとって重要である<sup>1)</sup>。2022年4月15日に出された自殺総合対策の推進に関する有識者会議報告書でも、大綱見直しに関する意見（ポイント）として、「自殺者及び自殺未遂者、それらの者の親族の名誉及び生活の平穏への配慮」、「精神科医療につなぐ医療連携体制の強化」があげられている。

2022年4月の診療報酬改定では、自殺未遂者支援に関連して、「地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価」とし

て、「救急患者精神科継続支援料の見直し（自殺企図患者等に対する効果的な指導に係る評価を推進する観点から、救急患者精神科継続支援料について要件及び評価を見直す）」、「救命救急医療における自殺企図患者等に対する治療等に係る評価の見直し（自殺企図患者等に対する退院に向けたアセスメント・情報提供等の必要性を踏まえ、救命救急入院料の精神疾患診断治療初回加算について、評価の在り方を見直す）」があった。しかし、多くの地域保健医療福祉の現場で、これら自殺企図患者対応に関する診療報酬を算定できる医療体制の確保は難しい。現実的には救急告示病院と地域精神科医療機関、行政機関（保健所・精神保健福祉センター、市区町村）の連携による複合的ケース・マネジメントによって、自殺未遂者の再企図防止を目指すこととなる。

### 滋賀県における 救急告示病院と行政機関が 連携した自殺未遂者支援

救急告示病院に自殺未遂者が搬

送されると、病院スタッフ（医師、看護師、ワーカー等）が自殺未遂者と家族に対し、自殺未遂者支援事業についてリーフレット等を使って説明する。自殺未遂者または家族から事業の同意が得られると、救急告示病院スタッフは圏域の市区町村・保健所の自殺未遂者対応スタッフに電話・FAX等で自殺未遂者や家族の情報を伝える。情報を受けた行政の自殺未遂者対応スタッフは、自殺未遂者が入院中であれば救急告示病院で、帰宅していた場合は訪問や来所等により自殺未遂者または家族と面接する。自殺に至った背景や抱えている問題等を整理し支援方針を立て、伴走型支援を実践する。自殺念慮が持続していたり、精神症状が強い場合は地域の精神科病院やクリニックへつなぐ役割ももつ。精神症状が落ち着いた後は、地元的生活支援機関、福祉機関、介護保険機関、労働・教育関係機関、司法関係機関、かかりつけの精神科医療機関など必要な関係機関が協力し、継続した支援を行う。救急告示病院には、退院後の関係機関の支援